物資集積拠点に関する調査特別委員会への１００条調査権付与に関する決議

地方自治法第１０９条第４項及び葛城市議会委員会条例第５条により設置された「物資集積拠点に関する調査特別委員会」は、同委員会に委任された同法第９８条第１項の権限では、疑義の解明をできないことから、同法第１００条第１項の規定により、次の事項について調査するものとする。

１．調査事項

（１）物資集積拠点の取得経緯に関する事項

（２）物資集積拠点の取得方法に関する事項

（３）取得した物資集積拠点の問題点に関する事項

２．調査権限

本議会は、１に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第１００条第１項の権限を物資集積拠点に関する調査特別委員会に委任する。

３．調査期限

議会が必要と認められる期間

※議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる（地方自治法第１０９条第８項)。

４．調査経費

本調査に要する経費は、令和８年度においては、２００万円以内とする。

以上、決議する。

令和８年９月１８日

葛城市議会